四八	削除
四九	削除
五〇	削除
五一	削除

第二項の表二の項を次のように改める。

二	削除

十九　平成十三年総務省告示第七百十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

表二〇の項から二二の項までを次のように改める。

二〇	削除
二一	削除
二二	削除

二十　平成十四年総務省告示第四百十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表二〇の項を次のように改める。

二〇	削除

第一項の表二八の項を次のように改める。

二八	削除

第一項の表三二の項を次のように改める。

三二	削除

二十一　平成十五年総務省告示第二十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一八の項を次のように改める。

一八	削除

第一項の表二〇の項を次のように改める。

二〇	削除

第一項の表二三の項を次のように改める。

二三	削除

第一項の表六四の項及び六五の項を次のように改める。

六四	削除
六五	削除

第一項の表六七の項を次のように改める。

六七	削除

第一項の表六九の項を次のように改める。

六九	削除

第一項の表八二の項を次のように改める。

八二	削除

第一項の表一〇九の項を次のように改める。

一〇九	削除

第一項の表一一六の項を次のように改める。

一一六	削除

第一項の表一二五の項を次のように改める。

一二五	削除

第一項の表一五八の項から一六八の項までを削る。

二十二　平成十五年総務省告示第七百十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一五の項を次のように改める。

一五	削除

第一項の表一七の項及び一八の項を次のように改める。

一七	削除
一八	削除

二十三　平成十七年総務省告示第五百六十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表三の項を次のように改める。

三	削除

第一項の表七の項を次のように改める。

七	削除

二十四　平成十七年総務省告示第八百三十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

表九の項を次のように改める。

九	削除

表二六の項を次のように改める。

二六	削除

表三九の項を次のように改める。

三九	削除